

## 帯広市地域密着型サービス運営委員会 所掌分

### 【報告事項】

報告事項 1	地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定状況	P 1～5
報告事項 2	第九期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について	資料なし

### 【協議事項】

協議事項 1	帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（案）について	P 1～17
--------	---	--------

地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定状況

(令和6年2月1日現在)

報告事項1

1 帯広市内における地域密着型サービス指定事業所一覧

※前回報告資料から変更のあったものについては網掛け

① 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	ユニット数	定員(人)	異動日(指定日等)	異動内容
1	グループホーム 太陽の家	帯広市大正町西1線96番地1	社会福祉法人帯広太陽福祉会	1	9	令和2年11月30日	更新
2	グループホーム ベルエポック	帯広市川西町西1線47番地6	社会福祉法人慧誠会	1	9	令和2年4月1日	更新
3	グループホーム かつろぎの家	帯広市西1条南28丁目4番地1	社会福祉法人幕別真幸協会	1	9	令和2年4月1日	更新
4	グループホーム ふれあいハウス	帯広市西12条南34丁目1番地9	株式会社アルムシステム	1	9	令和2年11月8日	更新
5	グループホーム ふれあい館1・2	帯広市西11条南33丁目21番地2	株式会社アルムシステム	2	18	令和3年3月14日	更新
6	グループホーム ふれあいひまわり1・2	帯広市西11条南32丁目3番地13	株式会社アルムシステム	2	18	令和3年2月10日	更新
7	ケアサポート ワンズホーム	帯広市西1条南36丁目1番地27	有限会社ケアサポートふる郷	2	18	令和3年3月17日	更新
8	グループホーム ふれあいみなみ野1・2・3	帯広市西19条南42丁目15番16号	株式会社アルムシステム	3	27	令和3年4月9日	更新
9	グループホーム たんぽぽ	帯広市東5条南14丁目1番地1	株式会社しらかば	2	18	令和3年4月18日	更新
10	グループホーム ふれあいみなみ野館	帯広市清流東4丁目3番地14	株式会社アルムシステム	1	9	令和3年5月13日	更新
11	グループホーム ふれあい北帯広1・2	帯広市西10条北6丁目7番地4	株式会社アルムシステム	2	18	令和3年7月28日	更新
12	グループホーム ふれあい稲田1・2	帯広市西13条南39丁目6番地33	株式会社アルムシステム	2	18	令和3年9月10日	更新
13	グループホーム ずずらん	帯広市東11条南5丁目1番地26	株式会社しらかば	2	18	令和4年7月27日	更新
14	グループホームはなえみ	帯広市東6条南13丁目1番地	株式会社オフィス21	2	18	令和6年1月20日	更新
15	グループホームアルムレジェンド清流の里1・2	帯広市清流西2丁目21番地2	株式会社アルムシステム	2	18	平成30年3月14日	更新
16	認知症高齢者グループホームるくる	帯広市西3条南6丁目2番地1	株式会社フジライフ	2	18	平成30年3月20日	更新
17	グループホームかたらい	帯広市西23条南2丁目16番地36	医療法人社団博愛会	2	18	平成30年5月31日	更新
18	愛の家グループホーム 帯広西11条	帯広市西11条南15丁目2番地1	メディカル・ケア・サービス 北海道株式会社	3	27	令和元年8月1日	更新
19	愛の家グループホーム 帯広東12条	帯広市東12条南4丁目1番地75	メディカル・ケア・サービス 北海道株式会社	2	18	令和元年8月1日	更新
20	帯広けいせい苑 グループホームはるか	帯広市西18条南2丁目6番地4	社会福祉法人慧誠会	2	18	令和元年12月25日	更新
21	グループホーム鶴栖	帯広市西24条南5丁目10番地1	株式会社ケア・パートナーズ鶴栖	2	18	令和2年2月27日	更新
22	愛の家グループホーム 帯広共栄	帯広市西12条南4丁目1番地3	メディカル・ケア・サービス 北海道株式会社	3	27	令和2年10月31日	更新
23	グループホーム 広野の家	帯広市広野町西3線152番地	社会福祉法人帯広太陽福祉会	1	9	令和2年11月26日 H21.4.10(定員3増)	更新
24	ニチケアセンター帯広大通	帯広市大通南22丁目9番地1	株式会社ニチイ学館	2	18	令和3年10月1日	更新
25	グループホーム 奏~かなで~	帯広市東3条南27丁目4番地	社会福祉法人元気の里とかち	2	18	令和5年4月1日 R2.3.27(定員9増)	更新
26	ふれあいの里グループホームおびひろ栄	帯広市西16条北1丁目25番地9	日総ふれあいケアサービス 株式会社	2	18	平成30年6月26日	更新
27	グループホーム さくらの苑	帯広市西6条北5丁目14番地11	社会福祉法人あおい福祉会	2	18	令和2年1月28日	更新
28	グループホーム ふきのとう	帯広市西19条南4丁目34番50号	社会福祉法人あおい福祉会	2	18	令和2年10月22日	更新
29	グループホーム 清流の里	帯広市清流東4丁目4番地3	社会福祉法人元気の里とかち	2	18	令和3年3月25日	更新
30	グループホーム ふるさと	帯広市西20条南3丁目6番22号	社会福祉法人ふるさと	2	18	令和3年3月27日	更新
31	グループホームかしま	帯広市西17条南1丁目5番5号	社会医療法人恵和会	2	18	令和4年12月1日	更新
32	ふれあいの里 グループホームおびひろ緑ヶ丘	帯広市緑ヶ丘8丁目1番地24	日総ふれあいケアサービス 株式会社	2	18	令和5年3月22日	更新
33	帯広けいせい苑 グループホーム りんごの木	帯広市新町西6丁目55番地	社会福祉法人慧誠会	1	9	令和5年4月1日	更新
34	愛の家グループホーム 帯広若葉	帯広市西16条南6丁目27番16号	メディカル・ケア・サービス 北海道株式会社	2	18	令和6年1月15日	更新
35	けあビジョンホーム帯広	帯広市昭和町東1線106番地9	株式会社ビジュアルビジョン	2	18	令和2年3月1日	指定
36	認知症対応型共同生活介護 グループ ホームあおぞら	帯広市西18条南4丁目15番1号	社会医療法人北斗	2	18	令和3年3月1日	指定
37	グループホームひまわり	帯広市東5条南14丁目1番地1	株式会社しらかば	2	18	令和3年9月30日	指定

37事業所 70 630

② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	異動日(指定日等)	異動内容
1	サポート24 帯広	帯広市西7条南6丁目1番地4	株式会社ライフデザイン	令和6年1月31日	廃止
2	社会医療法人 北斗 定期巡回・随時対 応型訪問介護看護 あやとり	帯広市稲田町基線2番地1	社会医療法人北斗	令和3年4月1日	更新
3	サポート24 帯広	帯広市西7条南6丁目1番地4	株式会社ライフシップ	令和6年2月1日	指定

2事業所

地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定状況

(令和6年2月1日現在)

報告事項1

1 帯広市内における地域密着型サービス指定事業所一覧

※前回報告資料から変更のあったものについては網掛け

③ 認知症対応型通所介護(認知症デイ)

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	利用定員(人)	異動日(指定日等)	異動内容
1	デイサービスふるさとの家	帯広市白樺16条東5丁目7番地	社会福祉法人ふるさと	12	平成30年3月28日 H24.4.1社福へ移行	更新
2	愛の家デイサービス帯広共栄 (グループホーム共用型)	帯広市西12条南4丁目1番地3	メディカル・ケア・サービス 北海道株式会社	3	令和2年3月27日	更新
3	ニチイケアセンター帯広大通 (グループホーム共用型)	帯広市大通南22丁目9番地1	株式会社ニチイ学館	3	令和2年3月27日	更新
4	愛の家デイサービス帯広西11条 (グループホーム共用型)	帯広市西11条南15丁目2番地1	メディカル・ケア・サービス 北海道株式会社	3	令和5年10月1日	廃止
5	デイサービス スローライフ おびこ	帯広市東4条南20丁目6番地4	社会医療法人 恵和会	12	平成30年4月1日	指定
6	愛の家デイサービス帯広若葉 (グループホーム共用型)	帯広市西16条南6丁目27番16号	メディカル・ケア・サービス北海道株式会社	3	令和3年7月1日	指定
7	愛の家デイサービス帯広東12条 (グループホーム共用型)	帯広市東12条南4丁目1番地75	メディカル・ケア・サービス北海道株式会社	3	令和3年7月1日	指定
8	認知症対応型デイサービス 結いの家帯広	帯広市西16条南6丁目30番23号	株式会社ONODERAナーシングホーム	12	令和4年10月1日 吸収合併に伴い法人変更	指定

8事業所 51

④ 小規模多機能型居宅介護

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	登録定員(人) 通い定員(人) 泊り定員(人)	異動日(指定日等)	異動内容
1	帯広けいせい苑 小規模多機能ホーム はるか	帯広市西18条南2丁目6番地4	社会福祉法人慧誠会	29 15 9	令和元年12月25日	更新
2	小規模多機能型居宅介護 あんさんぶる川北	帯広市西14条北2丁目2番地39	医療法人社団博愛会	18 12 6	令2年2月27日 H28.11.1サテライト型へ変更	更新
3	小規模多機能型居宅介護事業所 コムニの里おびひろ	帯広市東9条南13丁目2番地4	社会福祉法人博愛会	25 15 9	令和5年2月28日	更新
4	小規模多機能型居宅介護事業所 光輪	帯広市西5条南30丁目10番地	社会福祉法人真宗協会	29 15 9	令和5年3月8日	更新
5	太陽園小規模多機能ホーム杜のそら	帯広市大空町3丁目15番地2	社会福祉法人帯広太陽福祉会	29 18 9	令和5年11月29日	更新
6	小規模多機能型居宅介護にれの木	帯広市西22条南1丁目11番地13	社会福祉法人刀圭会	29 18 9	平成30年3月14日	更新
7	小規模多機能型居宅介護 ななかまど	帯広市西16条北1丁目27番地50	社会福祉法人刀圭会	29 18 9	令和2年3月13日	更新
8	小規模多機能型居宅介護あもる	帯広市西24条南1丁目33番地17	社会福祉法人普仁会	25 15 9	令和2年3月17日	更新
9	小規模多機能型居宅介護事業所 清流の里	帯広市清流東4丁目4番地3	社会福祉法人元気の里とかち	29 18 9	令和3年3月25日	更新
10	小規模多機能型居宅介護事業所 コムニの里みどりヶ丘	帯広市緑ヶ丘8丁目1番地32	社会福祉法人博愛会	25 15 9	令和3年3月31日	更新
11	帯広けいせい苑 小規模多機能ホーム いなほ	帯広市西5条南37丁目1番7号	社会福祉法人慧誠会	29 15 9	令和5年3月22日	更新
12	小規模多機能型居宅介護事業所 奏〜かなで〜	帯広市東3条南27丁目4番地	社会福祉法人元気の里とかち	29 18 9	平成30年3月26日	指定

12事業所 登録定員 325  
通い定員 192  
泊り定員 105

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養)

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	利用定員(人)	異動日(指定日等)	異動内容
1	地域密着型介護老人福祉施設 コムニの里おびひろ	帯広市東9条南13丁目2番地4	社会福祉法人博愛会	29	令和5年2月28日	更新
2	地域密着型介護老人福祉施設 光輪	帯広市西5条南30丁目10番地	社会福祉法人真宗協会	29	令和5年3月8日	更新
3	地域密着型介護老人福祉施設 アルベジオ	帯広市自由が丘5丁目16番地9	社会福祉法人光寿会	29	平成30年3月2日	更新
4	地域密着型介護老人福祉施設 にれの木	帯広市西22条南1丁目11番地13	社会福祉法人刀圭会	29	平成30年3月14日	更新
5	地域密着型介護老人福祉施設 ななかまど	帯広市西16条北1丁目27番地50	社会福祉法人刀圭会	29	令和2年3月13日	更新
6	地域密着型介護老人福祉施設 あいじえん西帯広	帯広市西24条南1丁目33番地17	社会福祉法人普仁会	29	令和2年3月17日	更新
7	地域密着型介護老人福祉施設 杜のそら	帯広市大空町3丁目15番地2	社会福祉法人帯広太陽福祉会	29	令和3年3月20日	更新
8	地域密着型介護老人福祉施設 コムニの里みどりヶ丘	帯広市緑ヶ丘8丁目1番地32	社会福祉法人博愛会	29	令和3年3月31日	更新
9	地域密着型介護老人福祉施設 りんどう	帯広市西16条北1丁目27番地144	社会福祉法人刀圭会	29	令和5年3月16日	更新
10	帯広けいせい苑 地域密着型介護福祉施設 いなほ	帯広市西5条南37丁目1番7号	社会福祉法人慧誠会	29	令和5年3月22日	更新
11	地域密着型介護老人福祉施設 奏〜かなで〜	帯広市東3条南27丁目4番地	社会福祉法人元気の里とかち	29	平成30年3月26日	指定

11事業所 319

地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定状況

(令和6年2月1日現在)

報告事項1

1 帯広市内における地域密着型サービス指定事業所一覧

※前回報告資料から変更のあったものについては網掛け

⑥ 地域密着型通所介護 ※平成28年度より創設 利用定員18人以下の通所介護事業所が移行

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	利用定員(人)	異動日(指定日等)	異動内容
1	デイサービスこころ	帯広市西16条北2丁目12番3号	有限会社ユニハート・とから	18	令和5年6月16日	更新
2	デイサービスひだまり	帯広市西18条南4丁目60番地8号	有限会社 サポートひだまり	10	令和6年1月31日	廃止
3	デイサービスセンターこまどり	帯広市西18条南2丁目9番地79	株式会社太陽	11	平成31年3月13日	更新
4	アシストセンターみなみまち	帯広市西14条南33丁目4番10	株式会社 柴多	10	平成31年4月16日 H29.6.1(定員3減)	更新
5	デイサービスセンターやよい	帯広市大通南1丁目11番地1	株式会社太陽	10	令和2年10月7日	更新
6	デイサービスセンターほうゆう	帯広市大通南5丁目11番地1	株式会社鳳悠	18	令和5年5月30日	更新
7	デイサロンしらゆり	帯広市東4条南23丁目4番地	株式会社TMらいふサポート	10	平成30年6月21日 H29.8.1(定員8減)	更新
8	デイサービスホワイエ	帯広市自由が丘5丁目16番地9	社会福祉法人 光寿会	18	平成30年3月2日 H29.12.15(定員3増)	更新
9	デイサービスセンターにれの木	帯広市西22条南1丁目11番地13	社会福祉法人刀圭会	18	平成30年3月12日	更新
10	健康スタジオデイサービススロウ	帯広市西16条北1丁目19番地1	合同会社グリーン	10	平成30年5月14日	更新
11	デイサービスかちばす	帯広市西14条南32丁目2番地13	十勝バス 株式会社	18	平成31年4月23日	更新
12	デイサービス コミュニティまこと	帯広市西2条南4丁目8-1 ぜんりん24ビル1F	合同会社和興	10	令和2年3月11日	更新
13	茶話本舗デイサービス 帯広つつじヶ丘亭	帯広市西24条南3丁目41番地9	道東電機株式会社	10	令和2年3月25日	更新
14	おふろデイ ゆるり	帯広市東11条南6丁目26番地11	株式会社青山	10	令和2年11月14日	更新
15	デイサービス 翁遊館	帯広市西24条南2丁目1番地13	合同会社 翁遊館	18	令和3年7月29日	更新
16	デイサービス カトレア	帯広市西15条南32丁目6番地4	株式会社旺和	9	令和4年2月25日	更新
17	リラクゼーションデイのどか	帯広市東12条南5丁目10番地2	合同会社のどか	10	令和5年2月27日	更新
18	機能訓練特化型デイサービスNeoReha	帯広市西4条南17丁目11番地1	株式会社まつもと薬局	18	令和5年2月27日	更新
19	地域密着型通所介護 りんどう	帯広市西16条北1丁目27番地144	社会福祉法人刀圭会	18	令和5年3月31日	更新
20	デイサロンあじさい	帯広市西14条南32丁目5番地	株式会社TMらいふサポート	10	令和5年3月31日	更新
21	歩くデイ ゆるり	帯広市東11条南6丁目26番地10	株式会社青山	10	令和5年10月20日	更新
22	おしごとデイ「おはな」	帯広市西17条南3丁目47番16号	合同会社グリット	18	平成30年5月11日	指定
23	デイサービス ななか	帯広市西16条南1丁目24番16号	株式会社 なないろ	6	平成30年11月15日	指定
24	あかりデイサービス	帯広市大通南8丁目5番地	一般社団法人 グリーンライフサポートとから	15	令和2年4月1日	指定
25	ツクイ帯広WOW	帯広市西4条南29丁目1番地8 WOW西館1階	株式会社ツクイ	18	令和2年10月1日	指定
26	元氣ジム帯広自由が丘	帯広市自由が丘3丁目10番地6	一般社団法人マーチング十勝	15	令和5年1月27日	指定
27	地域ケアサロン カルム	帯広市東2条南 19 丁目 19 番地 1	合同会社カルム	10	令和5年12月28日	指定

27事業所

356

⑦ 看護小規模多機能型居宅介護

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	登録定員(人) 通い定員(人) 泊り定員(人)	異動日(指定日等)	異動内容
1	看護小規模多機能型居宅介護 あんさんぶる開西	帯広市西23条南3丁目27番地4	社会医療法人博愛会	29 18 9	令和4年11月1日	更新
2	看護小規模多機能型居宅介護 りんどう	帯広市西16条北1丁目27番地144	社会福祉法人刀圭会	29 18 9	令和5年3月16日	更新
3	社会医療法人 北斗 看護小規模多機能型居宅介護 カンタキあおぞら	帯広市西18条南4丁目15番10号	社会医療法人 北斗	29 18 6	平成30年3月26日 R1.11.1(通い定員3増) R2.4.13(泊まり定員1増)	指定

3事業所 登録定員 87  
通い定員 54  
泊り定員 24

## 2 帯広市外における地域密着型サービス事業所の利用状況

※帯広市の被保険者が他市町村に所在の地域密着型サービス事業所を利用するためには、所在地の保険者の同意のもとに帯広市の指定が必要。  
ただし、住所地特例対象者による特例地域密着型サービスの利用を除く。

## (1) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

## ① 指定事業所一覧(帯広市被保険者の市外事業所利用状況)

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	利用者数	異動日(指定日等)	異動内容
1	グループホーム北札内ふれあい館1・2	中川郡幕別町札内新北町77番地の5	株式会社アルムシステム	1名	令和2年12月13日	更新
計		1事業所			1名	

## ② 他市町村事業所所在地の詳細について

番号	事業所所在地	帯広市被保険者
1	幕別町	1名
計	1町村	1名

## (2) 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特養)

## ① 指定事業所一覧(帯広市被保険者の市外事業所利用状況)

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	利用者数	異動日(指定日等)	異動内容
1	地域密着型特別養護老人ホームしゃくなげ荘	河東郡鹿追町北町1丁目13番地	社会福祉法人 鹿追恵愛会	0名	令和4年7月8日	更新
計		1事業所			0名	

## ② 他市町村事業所所在地の詳細について

番号	事業所所在地	帯広市被保険者
1	鹿追町	0名
計	1町村	0名

## (3) 地域密着型通所介護

## ① 指定事業所一覧(帯広市被保険者の市外事業所利用状況)

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	利用者数	異動日(指定日等)	異動内容
1	フィジカルデイおとふけ	音更町木野大通東6丁目6番地19	株式会社すてーぶるす	1名	令和元年7月23日	更新
計		1事業所			1名	

## ② 他市町村事業所所在地の詳細について

番号	事業所所在地	帯広市被保険者
1	音更町	1名
計	1町村	1名

※前回報告資料から変更のあったものについては網掛け

## 3 帯広市被保険者以外の帯広市の地域密着型サービス事業所の利用状況

※他市町村の被保険者が帯広市に所在の地域密着型サービス事業所を利用するためには、帯広市の同意をもとに当該保険者の指定が必要。  
ただし、住所地特例対象者による特例地域密着型サービスの利用を除く。

## (1) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

## ① 指定事業所一覧(他市町村被保険者の市内事業所利用状況)

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	利用者数
1	ケアサポートワズホーム	帯広市西1条南36丁目1番27号	有限会社ケアサポートふる郷	1名
2	愛の家グループホーム 帯広東12条	帯広市東12条南4丁目1番地75	メディカル・ケア・サービス北海道株式会社	1名
3	グループホーム鶴栖	帯広市西24条南5丁目10番地1	株式会社ケア・パートナーズ鶴栖	2名
計	3事業所			4名

## ② 他市町村保険者の詳細について

番号	利用先事業所名称	保険者	帯広市外被保険者数
1	ケアサポートワズホーム	幕別町	1名
2	愛の家グループホーム 帯広東12条	大樹町	1名
3	グループホーム鶴栖	豊頃町	2名
計	3事業所	3町村	4名

## (2) 地域密着型通所介護

## ① 指定事業所一覧(他市町村被保険者の市内事業所利用状況)

番号	事業所名称	事業所所在地	法人名	利用者数
1	デイサービスセンターにれの木	帯広市西22条南1丁目11番地13	社会福祉法人 刀圭会	1名
2	健康スタジオデイサービススロウ	帯広市西16条北1丁目19番地1	合同会社 グリーン	1名
3	おふるデイゆり	帯広市東11条南6丁目26番地11	株式会社 青山	1名
計	3事業所			3名

## ② 他市町村保険者の詳細について

番号	利用先	保険者	帯広市外被保険者数
1	健康スタジオデイサービススロウ	芽室町	1名
2	おふるデイゆり	幕別町	1名
3	デイサービスセンターにれの木	清水町	1名
計	3事業所	3町村	3名

※前回報告資料から変更のあったものについては網掛け

# 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

## 1 概要

介護保険制度においては3年に1度、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた関係省令について所要の改正が行われております。

令和6年度の改正では「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」等の視点から「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働省令第16号）」が令和6年1月25日に公布されました。

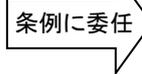
この省令により改正される基準等については、介護保険法により、市町村の条例に委任されていることから、以下に示す「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等について、一部改正を行うものです。

## 2 帯広市が一部改正を行う基準条例

○基準省令に併せて一部改正を行う帯広市の条例は以下のとおり。

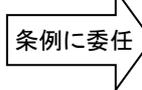
### <地域密着型サービス事業>

①指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成18年厚生労働省令第34号)



①帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成25年市条例第8号)

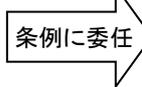
②指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(平成18年厚生労働省令第36号)



②帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成25年市条例第9号)

### <介護予防支援事業>

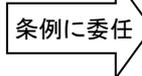
③指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(平成18年厚生労働省令第37号)



③帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例  
(平成26年市条例第29号)

### <居宅介護支援事業>

④指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
(平成11年厚生労働省令第38号)



④帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例  
(平成30年市条例第7号)

## 3 条例の一部改正の基本的な考え方

国において定める基準省令は3区分\*で構成されており、従来から国の基準省令及び北海道の独自基準と帯広市が定める基準条例は整合性を図っております。それに加え、本市の指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者並びに指定居宅介護支援事業者は、これまでも基準条例を遵守し適切な事業運営を行っており、今般の改正においても目的達成のための必要最低限の基準を定めている基準省令どおりに条例の一部改正を行おうとするものです。

### <参考> 条例の一部改正に関する基準類型（※3区分）

類 型	意 味
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
標 準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

改正項目については、資料2のとおり。

## 4 スケジュール

令和 6年 1月25日	基準省令の一部を改正する省令公布
令和 6年 2月19日	帯広市地域密着型サービス運営委員会 審議
令和 6年 2月28日	帯広市議会定例会へ条例（案）提案
令和 6年 4月11日	条例施行

以下の改正項目について、国の基準どおり市の条例を改正するものとする。

○「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」(案)

類 型	厚生労働省令（国の基準改正項目）
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数、訪問介護員等の員数管理者（管理者の兼務範囲の明確化）、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針（身体的拘束等の適正化の推進）、掲示（「書面掲示」の規制の見直し）、記録の整備（身体的拘束等の適正化の推進）</li> <li>・ <b>夜間対応型訪問介護</b> 利用定員、管理者（管理者の兼務範囲の明確化）、指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針（身体的拘束等の適正化の推進）、記録の整備（身体的拘束等の適正化の推進）、準用（掲示（「書面掲示」の規制の見直し））</li> <li>・ <b>地域密着型通所介護</b> 管理者（管理者の兼務範囲の明確化）、指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針（身体的拘束等の適正化の推進）、記録の整備（身体的拘束等の適正化の推進）、準用（掲示（「書面掲示」の規制の見直し）） <b>（共生型地域密着型通所介護）</b> 準用（掲示（「書面掲示」の規制の見直し）、管理者の兼務範囲の明確化） <b>（指定療養通所介護）</b> 管理者（管理者の兼務範囲の明確化）、（指定療養型通所介護の具体的取扱方針（身体的拘束等の適正化の推進）、記録の整備（身体的拘束等の適正化の推進）、準用（掲示（「書面掲示」の規制の見直し））</li> <li>・ <b>認知症対応型通所介護</b> 管理者（管理者の兼務範囲の明確化）、指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針（身体的拘束等の適正化の推進）、記録の整備（身体的拘束等の適正化の推進）、準用（掲示（「書面掲示」の規制の見直し））</li> <li>・ <b>小規模多機能型居宅介護</b> 管理者（管理者の兼務範囲の明確化）、指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（身体的拘束等の適正化の推進）、準用（掲示（「書面掲示」の規制の見直し））</li> <li>・ <b>認知症対応型共同生活介護</b> 管理者（管理者の兼務範囲の明確化）、管理者による管理、準用（掲示（「書面掲示」の規制の見直し））</li> <li>・ <b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b> 従業者の員数、管理者（管理者の兼務範囲の明確化）、記録の整備、準用（掲示（「書面掲示」の規制の見直し））</li> <li>・ <b>地域密着型介護老人福祉施設</b> 従業者の員数、設備、管理者による管理（管理者の兼務範囲の明確化）、記録の整備、準用（掲示（「書面掲示」の規制の見直し））</li> <li>・ <b>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</b> 勤務形態の確保（ユニットケアの質の向上のための体制の確保）、準用（掲示（「書面掲示」の規制の見直し）、管理者による管理）</li> <li>・ <b>看護小規模多機能型居宅介護</b> 管理者（管理者の兼務範囲の明確化）、指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（身体的拘束等の適正化の推進）、記録の整備、準用（「書面掲示」の規制の見直し）</li> </ul>
標準	該当なし
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b> 該当なし</li> <li>・ <b>認知症対応型通所介護</b> 認知症対応型通所介護計画の作成</li> </ul>

参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>小規模多機能型居宅介護</b> 従業者の員数等、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置</li> <li>・ <b>認知症対応型共同生活介護</b> 協力医療機関等（協力医療移管との連携体制の構築、新興感染症の発生時の対応を行う医療機関との連携）、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置</li> <li>・ <b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b> 協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症の発生時の対応を行う医療機関との連携、準用（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</li> <li>・ <b>地域密着型介護老人福祉施設</b> 緊急時の対応、計画担当介護支援専門員の責務、協力医療機関等、準用（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、</li> <li>・ <b>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設</b> 勤務体制の確保等（ユニットケアの質の向上のための体制の確保）、協力医療機関等、準用（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、緊急時等の対応、計画担当介護支援専門員の責務）</li> <li>・ <b>看護小規模多機能型居宅介護</b> 従業者の員数等、準用（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）</li> </ul>
---------	--

○「帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」（案）

類 型	厚生労働省令（国の基準改正項目）
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>介護予防認知症対応型通所介護</b> 管理者の兼務範囲の明確化、掲示（「書面掲示」の規制の見直し）、記録の整備（身体的拘束等の適正化の推進）、指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針（身体的拘束等の適正化の推進）</li> <li>・ <b>介護予防小規模多機能型居宅介護</b> 管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、掲示（「書面掲示」の規制の見直し）</li> <li>・ <b>介護予防認知症対応型共同生活介護</b> 管理者の兼務範囲の明確化、管理者の管理、掲示（「書面掲示」の規制の見直し）</li> </ul>
標準	該当なし
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>介護予防小規模多機能型居宅介護</b> 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置</li> <li>・ <b>介護予防認知症対応型共同生活介護</b> 協力医療機関等（協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症の発生時の対応を行う医療機関との連携）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置</li> </ul>

○「帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」（案）

類 型	厚生労働省令（国の基準改正項目）
従うべき基準	従業者の員数、管理者（管理者の兼務範囲の明確化）内容及び手続の説明及び同意、掲示（「書面掲示」の規制の見直し）、記録の整備、指定介護予防支援の具体的取扱方針（身体的拘束等の適正化の推進）
参酌すべき基準	該当なし

○「帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」(案)

類 型	厚生労働省令(国の基準改正項目)
従うべき基準	従業者の員数(ケアマネジャー1人当たりの取扱件数)、管理者(管理者の兼務範囲の明確化)、内容及び手続の説明及び同意(公平中立性の確保のための取組の見直し)、指定居宅介護支援の具体的取扱方針(指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング、身体的拘束等の適正化の推進)、掲示(「書面掲示」の規制の見直し)、記録の整備(身体的拘束等の適正化の推進)
参酌すべき基準	該当なし

## 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正（素案）の主な内容について

(注1)介護予防サービスについても同様の措置を講ずる場合には★を付記しています。

(注2)改正事項のうち、帯広市が条例を定めるに当たっての従うべき基準については◆を付記しています。（標準基準は該当なし）

### 1 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

#### **【多機能系サービス】（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）**

(1) 多機能系サービス共通（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

○管理者の兼務（★）（◆）

提供する介護サービスの質を確保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、（看護）小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

（帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第8号。以下「密着条例」という。）第84条及び第194条並びに帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第9号。以下「密着予防条例」という。）第46条関係：管理者）

(2) 看護小規模多機能型居宅介護

○サービス内容の明確化

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。

(密着条例第 199 条関係：指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

**【居住系サービス】(地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)**

(1) 地域密着型特定施設入居者生活介護

○生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化  
(◆)

テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等のテクノロジーの複数活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに1以上であること」を「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とすることとする。

(密着条例第 131 条関係：従業者の員数)

(2) 居住系サービス共通(★)(地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)

①協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

- i 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

ii 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(密着条例第126条及び第148条、密着予防条例第84条関係：協力医療機関等)

## ②新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

(密着条例第126条及び第148条、密着予防条例第84条関係：協力医療機関等)

## 【施設系サービス】（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

(1) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付ける。

(密着条例第167条の2：緊急時等の対応)

(2) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(密着条例第 189 条関係：勤務体制の確保等)

(3) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（iii の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

i 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

ii 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

iii 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(密着条例第 174 条関係：協力医療機関等)

(4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

(密着条例第 174 条関係：協力医療機関等)

**【多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービス共通】(★)**

**(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)**

(1) 介護現場の生産性の向上

○利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(密着条例第 107 条の 2 新設、第 129 条、第 150 条、第 179 条、第 191 条及び第 204 条、密着予防条例第 64 条の 2 新設及び第 87 条関係：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

## 【全サービス共通】(★)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)

### (1) 「書面掲示」規制の見直し(◆)

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト(※)に掲載することを令和7年度から義務付ける。

(密着条例第35条、密着予防条例第33条関係：掲示)

(※) 法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定

### (2) 管理者の兼務範囲の明確化(◆)

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(密着条例第8条、第49条、第60条の4、第60条の24、第63条、第67条、第84条、第112条、第122条、第132条、第168条及び第194条、密着予防条例第7条、第11条、第46条、第73条及び第80条関係：管理者)

### (3) 身体的拘束等の適正化の推進(◆)

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

ア 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

(密着条例第93条及び第199条、密着予防条例第54条関係：指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針、指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針、身体的拘束等の禁止)

イ 訪問系サービス及び通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

(密着条例第 25 条、第 43 条、第 52 条、第 59 条、第 60 条の 9、第 60 条の 19、第 60 条の 30、第 60 条の 37、第 71 条及び第 80 条、密着予防条例第 41 条及び第 43 条関係：指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針、指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針、指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針、指定療養通所介護の具体的取扱方針、指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針、指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針、記録の整備)

## 2 帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

### **【介護予防支援】**

#### (1) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング (★)

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

ア 文書により利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の心身の状態が安定していること。
- ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
- ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

(帯広市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号。以下「予防支援条例」という。)第33条関係：指定介護予防支援の具体的取扱方針)

#### (2) 介護予防支援の円滑な実施 (予防支援条例第5条、第6条、第7条は◆)

ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置

指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準については、次のとおりとする。

- ・事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと。
- ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。  
(ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。)
- ・管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する

者でなければならないこと。

イ 市町村に対する情報提供

市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとする。

ウ その他、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。

(予防支援条例第5条、第6条、第7条、第13条、第15条及び第33条関係：従業者の員数、管理者、内容及び手続の説明及び同意、利用料等の受領、指定介護予防支援の業務の委託、指定介護予防支援の具体的取扱方針)

(3) 「書面掲示」規制の見直し (◆)

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト(※)に掲載することを令和7年度から義務付ける。

(予防支援条例第24条関係：掲示)

(※) 法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定

(4) 身体的拘束等の適正化の推進 (◆)

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

(予防支援条例第31条及び第33条関係：記録の整備、指定介護予防支援の具体的取扱方針)

### 3 帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

#### **【居宅介護支援】**

##### (1) 公正中立性の確保のための取組の見直し (◆)

事業者の負担軽減を図るための、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

- ・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合
- ・前6月間の作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

(帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成30年条例第7号。以下「居宅条例」という。)第7条関係：内容及び手続の説明及び同意)

##### (2) 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング (◆)

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。

ア 文書により利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・利用者の心身の状態が安定していること。
- ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
- ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

(居宅条例第16条関係：具体的取扱方針)

### (3) ケアマネジャー1人当たりの取扱件数 (◆)

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。

ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。

イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅介護サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(居宅条例第5条関係：従業者の員数)

### (4) 「書面掲示」規制の見直し (◆)

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト(※)に掲載することを令和7年度から義務付ける。

(居宅条例第25条関係：掲示)

(※) 法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定

### (5) 管理者の兼務範囲の明確化 (◆)

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(居宅条例第6条関係：管理者)

### (6) 身体的拘束等の適正化の推進 (◆)

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。

(居宅条例第 16 条及び第 32 条関係：指定居宅介護支援の具体的取扱方針、記録の整備)